「（仮称）江別市手話言語条例の基本的な考え方（案）」

に対するパブリックコメントによる意見の概要と市の考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 案件名 | （仮称）江別市手話言語条例の基本的な考え方（案） |
| 意見募集期間 | 平成３０年８月２９日（水）から平成３０年９月２７日（木）までの３０日間 |
| 資料の配布場所 | 市役所本庁舎（障がい福祉課、子育て支援課、情報公開コーナー）、大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、市民会館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター､保健センター､総合社会福祉センター、市ホームページ |
| 意見の件数（提出者数） | ４２件（２７人） |
| 年代別内訳 | ４０代　　　　　２人 |
| ５０代　　　　　８人 |
| ６０代　　　　　４人 |
| ７０代　　　　１０人 |
| ８０代　　　　　１人 |
| 不明　　　　　　２人 |
| 合計　　　　　２７人 |
| 提出方法内訳 | 持参　　　　　　５人 |
| 郵送　　　　　　０人 |
| ファクス　　　　８人 |
| 電子メール　　　７人 |
| 手話　　　　　　７人 |
| 合計　　　　　２７人 |

意見に対する考え方の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 意見の反映状況 |
| Ａ | 意見を受けて案に反映するもの |
| Ｂ | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの |
| Ｃ | 案に反映していないが、今後の参考等とするもの |
| Ｄ | 案に反映しないもの |
| Ｅ | その他の意見 |

条例案全般について

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 意見概要 | | 市の考え方 | | | 区分 |
| 1 | 条例名はシンプルに「江別市手話言語条例」としてほしい。 | | ご意見のとおり、「江別市手話言語条例」との条例名称にしたいと考えております。 | | | Ａ |
| 2 | より多くの市民に理解していただける様に文章をもっと解りやすくしてほしい。 | | 条例制定に当たりましては、ご意見を踏まえ、だれもがわかりやすい文言や表現に努めてまいります。 | | | Ｂ |
| 3 | やさしさの伝わるわかりやすい文章でお願いします。 | |
| 4 | 大変良い事だと思います。  手話（ろうあの方）とは長く接して来ましたが、日常の中に幾つもの不自由、不安を抱えながら生活している事を知っています。  条例が出来たからこれで良しとは思えませんが、一つ一つ改善、より良い方向に向かうことが出来るよう、私たちも協力して行きたいと思っています。  一日も早い成立を願っています。 | | ご意見を踏まえ、施策の推進に努めてまいります。 | | | Ｂ |
| 5 | 手話が言語であるという認識を広める条例が江別市で制定されることを大変喜ばしく思っている。聞こえる、聞こえないに関わらず、すべての市民、江別を訪れるすべての人の利益につながる条例であってほしい。また、制定後にどう生かしていくかが重要と思う。  基本的な考え方（案）の文中にある「理解」という言葉を、もっと深め強調するために「認識」に変えては？ | | 「理解」とは、物事に対して内容を正しく知ること、「認識」とは、物事をはっきりと見分け判断することなどと言われており、用語の意味及び使い方を整理し、「理解」の文言を一部「認識」という文言に見直したいと考えております。 | | | Ａ |
| 6 | 手話を使いやすい社会の実現というのがイメージしにくいのではないか。内容が曖昧な感じを受けた。言葉を変えて、手話でコミュニケ―ションができる社会の実現とした方が分かりやすいのではないか。 | | 障害者差別解消法における合理的配慮等を推進する観点も考慮し、当初のとおり「手話を使いやすい社会の実現」との文言にいたしたいと考えております。 | | | Ｃ |
|  | | | |
| № | 意見概要 | | | 市の考え方 | 区分 | |
| 7 | 手話言語条例ができる事、期待しています。  手話は言語であると言うこと、手話を使う聴覚障害者にとって大切な言語であるということが、多くの市民に普及してほしいです。  「手話を使いやすい環境づくりの推進」は、聴覚障害者が安心してくらせる事につながると思います。又、条例がきっかけで、手話を学ぶ人、手話を知りたいと思う人が増えると良いと思います。  外国語を学び、話せる人があたり前にいる現在、日常のいろいろな場が、手話のできる人がいる、手話が使いやすい環境である、そういう社会になってほしいと思います。 | | | ご意見を踏まえ、施策の推進に努めてまいります。 | Ｂ | |
| 8 | 「聴覚障がい者」を「ろう者」に変えては？　聴覚障がい者と言っても「ろう者」  「中途失聴者」「難聴者」では手話に対する考え方も違うし、何と言っても、手話を母語とする方々は「ろう者」という言葉に誇りを持っているので。そのうえで「中途難失聴者」に対する手話の習得を支援する文言を追加してはどうか。  受けた教育環境によっては文章を書いたり読んだりすることが苦手なろう者がいることを知ってほしい。だからこそ言語としての手話が必要だということも。 | | | 市の障がい福祉計画等の各種計画や北海道の条例との整合を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民にわかりやすい文章にしてほしいとのご意見（№2,3）や検討部会でのご意見を踏まえ、「聴覚障がい者」を「ろう者をはじめとする聴覚障がい者」との文言に修正いたしたいと考えております。  なお、条例制定後、社会情勢の変化などにより表現の見直しが必要となった場合は、関係団体等のご意見をいただきながら検討してまいります。 | Ａ | |
| 9 | 文面にろう者の言葉が全くないことに違和感があります。  手話が言語であることの理解を広く市民に普及する目的ですが、その手話を日常使うのはろう者、ろう者の生活の中で生まれたものが手話、手話を母語としているのはろう者、ろう者にとって手話は命です。  聴覚障がい者の中には、中途失聴者、難聴者も含まれますが、その方々の母語は日本語かと思います。聴覚障がい者では、手話が母語であるろう者を知ってもらうことが難しいと思われます。  手話が言語との理解を普及するためには、まず、ろう者のことを知ってもらうことが不可欠だと思います。ろう者の言葉を加えていただけることを強く希望します。 | | |

「条例制定の趣旨」について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 |
| 10 | 趣旨（3行目に追加）我が国の手話は、ろう者の間で大切に受け継がれてきたが（理由）手話は広い意味での聴覚障害者（中途失聴、高齢難聴など母語が音声日本語）の中で受け継がれてきたのではなく、手話を母語とするろう者が大切に守って来た事を趣旨に加えたい。  「ろう者」の定義については全日本ろうあ連盟　手話言語法（案）参照  又、障害者権利条約条文24条（外務省版）にも「聾者」で明記あり今までに手話言語条例制定、市町村のほとんどが「ろう者」明記あり。 | 市の障がい福祉計画等の各種計画や北海道の条例との整合を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、市民にわかりやすい文章にしてほしいとのご意見（№2,3）を踏まえ、当初どおりの表現にいたしたいと考えております。  なお、条例制定後、社会情勢の変化などにより表現の見直しが必要となった場合は、関係団体等のご意見をいただきながら検討してまいります。 | Ｃ |
| 11 | （7行目）こうした中、国においては、障害者の権利に関する条約を批准するなど  変更希望→こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において  （理由）「国においては」をあえて入れなくとも批准、法律の事なので不要では？  「障害者基本法」の名称は我が国の法律の中で初めて手話が明記された大切な法的根拠であり「など」で省略せずに加えてほしい。 | ご指摘を踏まえ、「条例制定の趣旨」に付け加えたいと考えております。 | Ａ |
| 12 | 条例制定の趣旨…下から３行目　手話を使いやすい社会→手話で意志疎通（コミュニケーション）出来る社会 | 障害者差別解消法における合理的配慮等を推進する観点も考慮し、当初のとおり「手話を使いやすい社会の実現」との文言にいたしたいと考えております。 | Ｃ |

「条例の内容」について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 意見概要 | | 市の考え方 | | | 区分 | |
| 13 | この度の胆振地震で強く感じたことです。  ゴミ収集の広報車が廻りましたが、聞こえない方にとっては情報がないに等しいものです。  厳しい状況下では命にかかわることもあるでしょう。ろう者には音声で情報は伝わりません。  そのためにも、条例の中に災害時の情報保障をきちんと明記したほうが良いと思います。 | | 災害時の対応については、障がいの種類などに応じて異なり、他の施策と調和を図りながら進める必要があることから、この条例には規定せず、防災計画などの中で整備してまいりたいと考えます。 | | | Ｃ | |
| 14 | 災害時の手話の情報提供について盛り込まれないのか。避難所に行っても、手話の人がいるかどうか不安でためらっている。 | |
| 15 | 施策の次に下記の内容を追加して欲しい。  市は施策の推進方針を定め、又はこれを変更する時は、あらかじめ手話を使用する市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。 | | ご意見を踏まえ、「市は、施策の推進に関して、手話を使用する市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。」との表現を付け加えたいと考えます。 | | | Ａ | |
| 16 | （６）の施策の推進  施策の推進状況や評価するための関係団体、市民等が参加し協議する場が重要と考えますので入れてください。 | |
| 17 | 素晴らしい条例(案)だと思います。  条例制定後についての意見を書かせて頂きます。  (7)委任のところで定めていますが、(1)の目的である手話の普及について、(3)市の責務、(4)市民役割、(5)事業者の役割等々の促進活動について、「絵に描いた餅」にさせない為、折々進捗状況を確認する必要があると思います。  監視機能を備え、間断なく「足らざるを補う」事を周知徹底して頂きたい。 | | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | | | Ｃ | |
|  | | | | |
| № | 意見概要 | | 市の考え方 | | 区分 | | |
| 18 | やっと江別でも手話言語条例が検討される事になり本当に嬉しく思っています。  （６）施策の推進にあげられた項目が制定後でも良いのですが、例としての具体的な案などが添付されると良いと思います。  制定後、何がどう変わるのかという事がイメージされずらいと思います。  ろう者にとっての声であり言葉である手話を禁じられ、聴者の発声を求められてきた時代からやっと人前で手話を使える様になった現在。  そして手話で教育を受けられなかったろう者が言った一言「手話で勉強できたら私の人生も変わっていたと思うとくやしい」と。  聴覚障害者が安心してくらせる江別市にして下さい。  市民として協力して行きます。 | | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | | Ｃ | | |
| 19 | （４）市民の役割をもう少し具体的に記載してほしい。  市民と市役所の皆さんが手話を覚えてもらい、窓口の対応が手話通訳者がいなくても対応できるようにしてほしい。  小学校３、４年生については、年に１回だけ依頼があれば、限られた学校の限られた学年だけの派遣になっているので、もっと広まってほしい。市からもう少し学校に働きかけをしてほしい。  防災の際も、声だけのアナウンスで不便を感じた。  町内会でも、どうコミュニケーションをとってよいのかわからない。町内会の回覧板に載せてもらえるとよいと思う。  簡単な文章が理解できる人もいれば、理解できない人もいるので、そういうことも理解してくれる社会になってほしい。 | |  | |  | | |
|  | | | | |
| № | 意見概要 | | 市の考え方 | 区分 | | | |
| 20 | 手話言語条例の案を読ませて頂きました。条例制定に向けて進んでいる事を大変嬉しく思います。待っていました。  私、９月１日の市の防災訓練に参加させて頂きました。お話の間は手話通訳が付いておりましたが、避難誘導、避難所での説明など聞こえない人達に対する対応が無かったと感じました。聞こえない方自ら情報取得も大切ですが、情報提供、情報保障も大切かと思います。  （６）施策の推進３行目、手話を使いやすい環境整備→手話を使いやすい環境並びに手話による情報保障（提供）に関する事項  最近自然災害が全国で起きています。市として市民に情報提供しているとおもいますが、音声だけで伝えるのではなく、聞こえない人達に対して配慮が必要かと思い書かせて頂きました。 | | 災害時の対応については、障がいの種類などに応じて異なり、他の施策と調和を図りながら進める必要があることから、この条例には規定せず、防災計画などの中で整備してまいりたいと考えております。  また、情報提供・保障については、「（６）施策の推進」において、手話による情報取得及び意思疎通支援に関する事項として推進するものとしておりますことから、内容は含まれているものと考えております。 | Ｃ | | | |
| 21 | ６番目の項目で、手話による情報取得→情報提供・保障に関する事項にする。手話を使いやすいから、より具体的な表現として保障という文言も必要ではないかと考えている。手話はろうあ者の権利であるということも、尊重する意味で付け加えてほしい。 | |
| 22 | 施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずる項目が必要と考えますので入れてください。 | | 施策の推進に当っては、障がい福祉計画等と調和を図りながら進める必要があることから、この条例には規定せず、市の福祉政策全体の中で考えてまいります。 | Ｃ | | | |

その他

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 | |
| 23 | ろう者は今まで情報を得る事には十分ではない暮らしを送られてきているので、筆談は苦手という方が多くいらっしゃいます。通訳が同行せずとも必ず手話が出来る人がいる社会を江別市は目指してほしい。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | Ｃ | |
| 24 | 条例制定の趣旨、基本的な考え方（案）は理解出来ます。又、賛成致します。  さて実行可能にする為に形だけでＯＫでは駄目だと思います。  市職員が一丸となって手話の取得を目指す。  市立病院その他の医療関係者も手話の習得を目指す。  市の広報えべつに毎月手話に関する記事を掲載する。  市役所、福祉センター、コンビニ、スーパー、駅等に手話に関するさりげなく明るいポスターやＰＲ誌の配布。  この条例が社会の皆様に浸透することを願っております。 |
| 25 | 手話はろう者にとっての言葉（命）であり声なのです。  学校で、職場で、病院で、銀行で、スーパーで、etc  自分の言葉で、声で意思疎通ができるよう様環境作りを早急にかつ確実にすすめて欲しいと考えます。  われわれ健聴者も、ろう者の声が聴ける様、いろいろなところで手話が学べたらいいですね。 |
|  | |  |
|  | |  |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 | |
| 26 | 手話ができるということは、母国語のほかに第二言語を操れるということと同じであり、それができる人は敬意を受けるに値する方であるといった見方もできます。つまりバイリンガルと同じであるといえます。これは生活における必要にせまられてのことですが、すごい能力です。障害者というと陽のあたらない場所で、ひっそりとすごしているといったイメージをもたれる方は、少なからずおられるかと思います。  ただ、現在政府がすすめるノーマライゼーションの考え方の普及のためにも、たとえば、アイヌ文化に親しむアイヌ語講座があるように、手話に親しむ手話講座といった機会を市で企画するべきだと思います。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | Ｃ | |
| 27 | 具体的に手話を広める手段として「えべつ公報」の中に簡単な単語の手話の表を作って入れて欲しい（２・３ヶ月に一回とか）。  それぞれの病院、企業、スーパー等、日常の生活をする上で聴覚障害者が一人で出向いても困らない様な環境になって欲しいです。  聴覚障害の子供でも、普通学級で他の子供達と同じ教室で学習出来るよう、先生を一人付けて欲しいです。  聾唖者、聴覚障害者にとって生活する上で、欠かせない手話を市民一人々が一つでも二つでも覚えて、自然に生活出来るような環境を実現させたいです。 |
| 28 | 私はマイペースで手話と仲良くなろうとしています。  ろうの人がスムーズに生活がしたいと言っています。  まず江別から手話を見た人が何それ？と言わない街になったらすばらしいと思います。 |
|  | |  |
|  | |  |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | | 区分 |
| 29 | 手話言語条例ができることは嬉しいことです。  障がい者が安心して暮らすことができるのは、やさしい街づくりの基本だと思います。  手話が言語であることを市民に理解してもらうために、まず、市職員が手話講習会を受講し、ろう者の手話、文化、背景などを学んでほしいです。  市民が手話と接する機会や、ろう者に対する理解も少ないので、せめて手話であいさつをし率先して市民に啓発してはいかがでしょうか。  公共施設（市役所、病院）の待合時間を利用して手話を知るきっかけになるよう、大きな画面に簡単な手話会話の映像を流し見てもらっては。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | | Ｃ |
| 30 | 条例制定後、江別市新入職員研修、現任職員研修時に「手話について、又ろう者（手話を母語として使用する市民）について」学ぶ機会を作ってほしい。  →　江別市には手話通訳士資格（厚生労働大臣認定）を持つ専任通訳者が在勤している。予算をかけなくても、聞こえる人に正しい理解をしてもらう為の知識も経験もある専任通訳者を活用しては？  →　先日の地震の時、避難所受付にろう者が身振りで「耳が聞こえない」とやってきた。受付職員は戸惑っている様子だった。  避難所受付なので筆談用に何か準備はあったかと思うが、その場に居合わせた為、通訳に入った。災害時に市民の対応にあたる職員が簡単な知識をもっているだけで互いに安心できると思う。 |
| 31 | 予算について  条例制定後の他の市町村の現状を観ると、「手話への理解の促進及び手話の普及」の為、関係団体や個人の活動が格段に増えて、対応に大変苦労しているとの事です。  単純な考え方ですが、活動頻度が増える＝諸々の経費が増える＝適切な予算 |
|  | |  |
|  | |  |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 | |
| 32 | 江別市内の会社に入社できるか。江別に引越したら合理的配慮を会社が分かってほしいと考えている。  聴こえない子どもへの情報提供について、家庭の中で手話を使ったら駄目と言われてきた。今度生まれてくる子どもや親に対して情報をまんべんなく伝わるような取り組みを希望したい。  手話サークルが２つあるので、聴こえる人、聴こえない人が一緒になって活動できる江別になってほしい。  市民だけではなく、市職員も積極的に手話を学んでほしいと思っている。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | Ｃ | |
| 33 | 市民の皆さんに手話を学んでほしい。ひとりでも手話を学んでコミュニケーションがとれる社会になってほしい。  災害のときに近所の人が顔を知っているが、コミュニケーションがとれないので、今回も実感した。  市民が少し手でも手話を覚えてくれたらよいと思っている。 |
| 34 | 江別の広報に月１回手話の絵と単語を掲載する取り組みを希望する。毎回が難しければ、「こんばんわ」などの１つずつでも構わないので、市民に興味を持ってもらえるようお願いしたい。 |
| 35 | 買い物に行ったときに、耳が聴こえないことをわかってくれない。郵便局などでも「ありがとう」という手話が広まってきていると感じるが、もっと手話を使える人が増えてくれればよいと思っている。 |
| 36 | 以前、買い物に行った際、レジの人に補聴器を見せて聴こえないと伝えてもなかなか伝わらない。 |
|  |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 | |
| 37 | 手話講習会に関するお願い  入門・基礎を終了した受講生は試験に合格した人だけが養成講座へ進めます。  もっと手話を学びたい人が勉強できる場を増やしてほしいです。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | Ｃ | |
| 38 | いろいろな場で手話の習得ができるよう支援してほしい。手話を目にする機会が多ければ多いほど市民にも聞こえない障害に対しての理解が深まると思う。そのためにも市の職員が率先して簡単な手話ができるようにして、役所の中に手話マークを増やしてほしい。  これを機にろう者と聞こえる人相互の情報保障をしている専任・登録手話通訳者の身分保障を進めてほしい。 |
| 39 | 手話は、聴覚障害者の生活、そして人生の礎にある大切なものであるということを広く市民に伝え、手話に興味を持って簡単な会話だったらできる人が増えるとよいと思います。  そして、中途失聴者、難聴者が手話を学びやすい環境が整備されたり、要約筆記などの文字によるサポートも周知されればと思います。 |
| 40 | 手話の勉強をはじめて８年になります。  手話の勉強をはじめて、耳の不自由な方に初めてお会いして、生活での不便や、ろう学校でのこと、今回の様な震災時でのこと等、健聴だと気付くことのできない多くのことを学ばせて頂く機会がありました。  「江別市手話言語条例」が制定し施行されて、多くの市民の方が手話に触れる機会が増え、手話に興味関心を持ってもらえると良いと思いますし、私と同じ様に勉強してみたいなと思ってくれる人が増えると嬉しいです。  耳の不自由な方が大切にして守ってきた言語を私達も大切に一緒に守って行きたいと思います。 |
|  | |  |
|  | |  |
| № | 意見概要 | 市の考え方 | 区分 | |
| 41 | 打合せなどのときに手話が必要である。  職場にも手話ができる人が増えてくれるとよい。  職員も簡単な手話ができるよう手話を覚える機会を作ってほしい。  警察、職場などで、聴こえない人に対する理解を高めてほしい。 | ご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | Ｃ | |
| 42 | 北海道や札幌市で制定されたように、手話と同じように障害者の意思疎通支援についても検討するべきと思う。  むしろ、福祉として幅広く考えるべきで、今回手話だけの検討は違和感を感じる。  近隣の行政に対しての体裁を繕っただけなのか。 |